



**特別講師**

愛知学院大学  
社会連携センター 教授  
田中淳子 先生

愛知学院大学  
社会連携センター教授・弁護士  
浅賀哲 先生

## 第11回法律カフェ

知らないと怖い!? 18歳成人制度と法的責任

2022年6月15日(水)

15:20～17:00

不言実行館2階  
ステージエリア

対象:学校法人中部大学の学生  
及び教職員

選べる  
ドリンク付



応募はこちらから

本企画は幸平塾の「話す力」に含まれます

主催 中部大学コモンズサポーター

お腹に石を詰めるという残虐な方法で  
オオカミを殺害した赤ずきん・・・



心神喪失？

意図的な  
犯行？

## 第12回法律カフェ

# 赤ずきんは無罪か 裁判員裁判を体験してみよう

\*本企画は幸平塾の「話す力」に含まれます。

対象 : 学校法人中部大学に所属する生徒・学生・教職員

開催日 : 2022年11月9日(水) 15:30~

場所 : 不言実行館 2階 ステージエリア

特別講師 :



愛知学院大学  
社会連携センター  
教授

田中淳子 先生



愛知学院大学  
社会連携センター  
教授・弁護士

浅賀哲 先生

お問い合わせ : 不言実行館 3階 受付カウンター



お申し込みは  
こちらから

学生サポートセンターは  
持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



主催 中部大学コモンズサポーター

2022年6月15日

愛知学院大学社会連携センター 教授 田中淳子

愛知学院大学社会連携センター教授・弁護士 浅賀 哲

「知らないと怖い?!

18歳成年制度と法的責任」

- 1 なぜ、いま、成人年齢を18歳にするのか (田中)
- 2 現行法上の法的責任のルール
- 3 問題を一緒に考えよう (グループに分かれて検討)
- 4 判決を言い渡す
- 5 総括 (浅賀)

2022年6月1日日経夕刊

**18歳成人でも…**

国立がん研究センターは31日、4月に成人年齢が18歳に引き下げられた後もたばこは20歳以上に制限されていることを知っていたのは20歳以上の7割弱にとどまったとの調査結果を公表した。低年齢で喫煙を始めること健康リスクが高くなることの認識が薄いと明らかになった。

31日は世界保健機関(WHO)が定める「世界禁煙デー」。同センターの平野公康はたばこ

**「たばこは20歳」認知7割弱**

**国立がんセンター調査**

政策情報室長は「成人になっても吸ってはいけないという認知度はまだ低い。若いころから吸い始めないことが非常に大事だ」としている。

たばこは成人年齢引き下げ後も、健康への悪影響を考慮して20歳以上の制限が続く。同センターは4月、20歳以上の喫煙者と非喫煙者それぞれ千人と、18、19歳の40人にアンケートした。

たばこは20歳からと知っていたのは18、19歳では90・0%だったが、20歳以上では68・6%だった。

1 なぜ、いま、成人年齢を18歳にするのか—選挙権行使可能年齢の引き下げとの関係

平成27年6月公職選挙法改正法(平成27年法律第43号)成立

\* この改正法は、選挙権年齢を満18歳以上に改正するものであり(施行日は平成28年6月19日)、その附則第11条で、「国は、国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第一条に規定する国民投票をいう。)の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法(明治二十九年法律第八十九号)、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」としている。

★平成28年7月参議院議員通常選挙

★民法の成年年齢を引き下げる法制定 (2018年6月13日成立、2022年4月1日施行) →改正に対する議論については、後掲参考資料

**【資料】民法**

(成年)

第4条 年齢十八歳をもって、成年とする。

(未成年者の法律行為)

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が**目的を定めて処分を許した財産**は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(未成年者の営業の許可)

第6条 一種又は数種の**営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。**

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

## 2 現行法上の法的責任のルール

・成年は、自己決定—自己責任の原則、過失責任主義のルールに従うことになる

### 1) 改正前から未成年者が成年と同じ権利・義務を持つ制度がある

民法第6条	① 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。
第737条 削除	① 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。 ② 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする
民法第735条 削除	未成年者が婚姻をしたときは、これによって <b>成年に達したものとみなす。</b>
民法第731条 改正	男は、十八歳に、 <b>女は、十八歳</b> にならなければ、婚姻をすることができない。(2018年6月13日成立、2022年4月1日施行)

2) 刑法への影響はあったが、競輪、競馬、飲酒、喫煙には特別法がある。それらの特別法では18歳に利用を認める改正はされていない!! たとえば、ギャンブルと年齢制限・・・法律の規定を参考に

【資料】刑法関係も**責任を負う年齢を引き下げた**

少年事件の処分等の在り方の見直しにより、**刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引き下げ**(第20条第1項)、18歳、19歳(特定少年)に厳罰化を実現した。特定少年が犯した懲役・禁錮刑の下限が1年以上の罪(強盗罪、強制性交等罪、強制わいせつ致傷罪など)も原則逆送事件とり、20歳以上と同じく家裁ではなく刑事裁判手続きによることになります。また、特定少年が起訴されて刑事裁判になった場合に限り、実名報道もされることもあります。

賭博罪(第185条)

賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

→偶然の勝負に関し財物で賭け事をするを禁じている。常習賭博を罪とする

厳罰化の対象ではありませんが、そもそも、今回の成年年齢の改正により利用が可能になったわけではない!

・法律によって、特殊法人や地方公共団体による施行が許可された公営競技、公営賭博とある。①競馬、②競輪、③競艇、④オートレース(規制する法律として、①には競馬法、②には自転車競技法、③にはモーターボート競走法、④には小型自動車競走法)

→公営競技（競馬，競輪，オートレース，モーターボート競走）の年齢制限は，20歳のまま維持（「成年」を「20歳」と表記を改める改正あり）

→パチンコは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」によって、十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることは禁じられている（二十二条の五）、他に

18歳でも高校生の場合は、「青少年健全育成条例」により、入場禁止

19歳以上から遊べるギャンブルは、サッカーくじ（文部科学省管轄）のみです。

→サッカーくじは、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により、19歳未満は購入できない（第9条）

→宝くじは、「当せん金付証票法」により、購入の年齢制限に関する規定はない



### 3) たとえば、契約上の権利・義務、その他、交通事故や SNS トラブルの責任について

#### ● 一人暮らしをはじめたい

(賃貸借)

第 601 条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

#### ● プレゼントをしてあげたいと考えている

(贈与)

第 549 条 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

(書面によらない贈与の解除)

第 550 条 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

- 新しいケイタイ買いたいな、レアなスニーカーを見つけた、今「金の値段があがっているから買いた」と言われた・・・現金なくても、クレジットカードを作って、「リボ払い」もできるからっていうけど・・・  
(売買)

第 555 条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

★リボ払い：「リボルビング払い」(Revolving System) の略。利用の件数・金額にかかわらず、毎月の支払額が一定になる支払い方法 利用代金には返済期間中の銀行での借入れと同じくらいの高い金利がかかり、支払い額にその利息が含まれることとなるため、残高がなかなか減らない

- ちょっと現金が欲しい・・・テレビのCMでやっているから安心、お金少し借りようかな  
(消費貸借)

第 587 条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

- 先輩からちょっと「迷惑かけないから、ここに署名してくれる」と言われ、保証人になった  
(保証人の責任等)

第 446 条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

- エステ 30 回の契約を一回利用して止めたい、と言ったら「損害賠償払え」って言われたけど・・・  
(債務不履行による損害賠償)

第 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 自転車で自動車に接触したら、弁償しろ、と言われたけど・・・  
(不法行為による損害賠償)

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- SNS にちょっと書き込んだら・・・「名誉棄損だ。損害賠償払え」と言われたけど  
(財産以外の損害の賠償)

第 710 条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

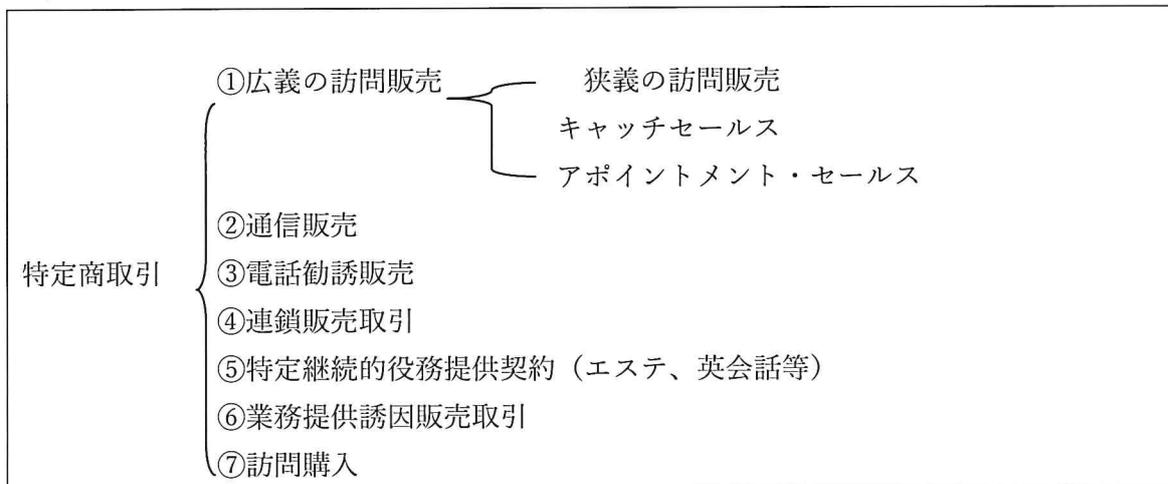
《資料》.....

民法典に規定されている「契約」(13種類)

第十四節	和解 (六九五条・六九六条)
第十三節	終身定期金 (六八九条―六九四条)
第十二節	組合 (六六七条―六八八条)
第十一節	寄託 (六五七条―六六六条)
第十節	委任 (六四三条―六五六条)
第九節	請負 (六三二条―六四二条)・ <b>◆</b> 【請負建物の所有権の帰属】
第八節	雇用 (六二三条―六三一条)
第七節	賃借
第六節	使用貸借 (五九三条―六〇〇条)
第五節	消費貸借 (五八七条・五八七条之二)・ <b>◆</b> 【貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借の付随義務―取引履歴開示義務】・五八八条―五九二条
第四節	交換 (五八六条)
第三節	総則 (五五五条―五五九条)
第二節	贈与 (五四九条―五五四条)
第一節	売買
第一款	売買の効力 (五六〇条―五七八条)・ <b>◆</b> 【割賦販売】
第二款	買戻し (五七九条―五八五条)
第三款	交換 (五八六条)
第四款	消費貸借 (五八七条・五八七条之二)・ <b>◆</b> 【貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借の付随義務―取引履歴開示義務】・五八八条―五九二条
第五款	使用貸借 (五九三条―六〇〇条)
第六款	賃借
第七款	雇用 (六二三条―六三一条)
第八款	請負 (六三二条―六四二条)・ <b>◆</b> 【請負建物の所有権の帰属】
第九款	委任 (六四三条―六五六条)
第十款	寄託 (六五七条―六六六条)
第十一款	組合 (六六七条―六八八条)
第十二款	終身定期金 (六八九条―六九四条)
第十三款	和解 (六九五条・六九六条)

特定商取引法

◆適用対象取引形態



◆クーリング・オフ（無条件解除）期限

取引種類	クーリング・オフ期間
訪問販売	8日
電話勧誘販売	8日
連鎖販売取引	20日
特定継続的役務提供	8日
業務提供誘因販売	20日
訪問購入	8日

◆書面交付から起算

◆通販の場合、クーリング・オフ類似の制度（実質的に返品を可能にする）あり

同法第15条の3 通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該特定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする（同条の三2項）。また、令和3年特定商取引法・預託法の改正（令和4年6月1日施行）があり、①「通信販売における『詐欺的な定期購入商法』対策」としての契約の撤回、取消について、②「消費者から電磁的方法によるクーリングオフ」制度の導入等がなされています。

◆中途解約の損害賠償の上限

	サービス提供開始前	開始後
エステ	2万円	2万円または契約残額の1割相当額のいずれか低い額
語学教室	1万5千円	5万円または契約残額の2割相当額のいずれか低い額
家庭教師派遣	2万円	5万円または契約残額の1カ月分相当額のいずれか低い額
学修塾	1万1千円	2万円または契約残額の1カ月分相当額のいずれか低い額
パソコン教室	1万5千円	5万円または契約残額の2割相当額のいずれか低い額
結婚相手紹介サービス	3万円	2万円または契約残額の2割相当額のいずれか低い額

3 18歳が選挙権を取得することで、他の法律においても18歳をもって「成年」とすべきか？《資料参照》

18歳を「成年」と認める立場から	18歳を「成年」と認めない立場から
<p>民法の成年年齢と選挙年齢との関係について、民法の成年年齢の引下げが18歳、19歳の若年者の政治への参加意欲を高めること、両者をそろえるのが法制度としてシンプルであること等を理由に「両者は特段の弊害がない限り一致していることが望ましい」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の国づくりの中心となる若年者に対する期待、「民法の成年年齢を引下げ、18歳をもって『大人』として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国の強い決意を示す</li> <li>・大学等で教育を受けている者も多くがアルバイトをするなどして働いており、高校卒業時に就職して正規の労働者も少なくない</li> <li>・若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決策を講じる</li> </ul> <p>* 法務省 法制審議会民法成年年齢部会 「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」法務省HPより</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者取消権の喪失、親権対象年齢の引下げ、<u>養育費支払終期の繰り上げ</u>等があり、それに対する対応策も未だ不十分。</li> <li>・成年年齢について定めた関係法令は民法の他にも200以上存在、民法と公職選挙法の選挙年齢のみを一致させても法制度がシンプルになるとは言い難い。</li> <li>・特に、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法、競馬法等については成年年齢引下げの影響大。</li> <li>・法律における年齢区分はそれぞれの法律の立法目的や保護法益ごとに、子どもや若者の最善の利益と社会全体の利益を実現する観点から、個別具体的に検討されるべき</li> <li>・「国法上の統一性や分かりやすさ」といった単純な理由で安易に決められてはならない</li> <li>・現在、18歳の若者の多くは、高校卒業後に就職したり、大学等に進学、親に扶養され、自立していない。</li> <li>・18歳、19歳の若年者の間で消費者被害が蔓延してしまう可能性大</li> <li>・労働基準法第58条第2項の解除権による保護も受けられなくなる可能性が高く、ブラック企業等による労働者被害が18歳、19歳の若年者の間で一気に拡大</li> <li>・児童養護施設を退所したばかりの18歳、19歳の若年者に対する支援が後退</li> <li>・民法の成年年齢引下げについての国民のコンセンサスが得られてない</li> </ul> <p>* 日弁連意見書、その他の意見</p>



[改正が合理的とされた理由]

○ 国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識・責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動を行うことができるよう、特段の弊害のない限り、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げることが適当である。

民法の成年年齢を引下げを行う場合の問題点の指摘（例）

○ 契約年齢を引き下げた場合の問題点

・ 18歳、19歳の者が悪質業者のターゲットとされるなど、消費者被害が拡大するおそれ→消費者被害が拡大しないための施策の充実、消費者保護施策の充実

○ 親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点

・ 自立に困難を抱える18歳、19歳の者の困窮の増大  
・ 高校教育における生徒指導が困難化するおそれ

民法成年年齢部会の最終報告書において指摘された問題点

★成年年齢の改正に対する「付帯決議」[k0801960551960.pdf](https://www.sangiin.go.jp/k0801960551960.pdf) (sangiin.go.jp)

○附帯決議（平成三〇年六月一二日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格別の配慮をすべきである。

一 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項につき検討を行い、本法成立後二年以内に必要な措置を講ずること。

1 知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること。

2 消費者契約法第三条第一項第二号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とすること。

3 特定商取引法の対象となる連鎖販売取引及び訪問販売について、消費者委員会の提言を踏まえ、若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすること、又は、同行為が現行の規定でも行政処分の対象となる場合はこれを明確にするために必要な改正を行うこと。

4 前各号に掲げるもののほか、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うこと。

二 特定商取引法、割賦販売法、貸金業法その他の業法における若年成人の被害防止を含む消費者保護のための規制につき、所管官庁による違反事業者に対する処分等の執行の強化を図ること。

三 成年年齢の引下げに伴い若年者のマルチ商法等による消費者被害が拡大するおそれがあることから、それらの被害の実態に即した対策について検討を行い、必要な措置を講ずること。

四 自立した消費者を育成するための教育の在り方を質量共に充実させるという観点から、以下の事項について留意すること。

1 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に掲げた施策を、関係省庁で緊密に連携して着実に実施し、全国の高等学校・大学等における実践的な消費者教育の実施を図ること。

2 外部講師や行政機関等と連携を進めたり、消費者教育を家庭科、社会科を始めとする教科等において実施したりするなど小学校・中学校・高等学校における教育を充実すること。

3 十八歳、十九歳の若年者に対する大学・専門学校、職場、地域における消費者教育を充実すること。

- 4 教員養成課程での消費者教育の強化など教員養成課程の改革を進めること。
- 5 行政機関が学校教育以外でも積極的に消費者教育に取り組む体制を整備すること。
- 五 十八歳、十九歳の若年者の自立を支援する観点から、本法施行までに、以下の事項に留意した必要な措置を講ずること。
- 1 成年年齢と養育費負担終期は連動せず未成熟である限り養育費分担義務があることを確認するとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けて、養育費の取決め等について周知徹底するなど必要な措置を講ずること。
  - 2 現在の社会経済情勢に見合った養育費算定基準について、裁判所における調査研究に協力すること。
  - 3 十八歳、十九歳の若年者においても個々の成熟度合いや置かれた環境に違いがあることを踏まえ、これらの若年者の成長発達を支援するために（特に児童福祉法上の自立支援が後退することがないように）必要な措置を講ずること。
- 六 十八歳、十九歳の若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること。
- 七 消費者被害防止のための啓発活動を実施する若者団体等の活動への支援を行い、成年年齢引下げに伴う若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること。
- 八 成年年齢引下げに向けた環境整備に向けた施策が実効性のあるものとなるよう「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」のメンバー等において、弁護士、教育関係者、消費生活相談員等を含む第三者の意見を十分に聴取すること。
- 九 若年者の消費者被害への相談体制の強化・拡充、情報提供、消費者教育の充実を実現するため、地方消費者行政について十分な予算措置を講ずること。
- 十 施行日までに、上記に掲げた措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること。
- 以上、決議する

#### 4 裁判官になって問題を一緒に考えよう

[設例] 民法上の成人年齢が18歳に引き下げられました。自己決定、自己責任の範囲が大きくなる分、未成年者の責任が増加しました。

民法の成人年齢が引き下げることの理由や、改正に伴って生じる問題点等を前掲の《参考資料》部分を読み、今回の改正について賛成でしょうか。あるいは反対でしょうか。条件付きで賛成、反対でも結構です。18歳成年制度についてどのように考えますか。

#### 5 発表

「赤ずきんは無罪か  
刑事責任能力について考えてみよう」

- 1 刑法と責任能力 (田中)
- 2 事例問題を一緒に考えよう (グループに分かれて検討)
- 3 判決を言い渡す
- 4 総括 (浅賀)
- .....

1 刑法と責任能力

① 刑法における責任能力

人は、正常な精神状態であることが通常、一応責任能力が推定 (原則)  
刑法は、「例外」として、責任無能力者を規定

② 刑法 39 条

1 項 責任無能力者として 「心神喪失者」 罰せられない者

⇒法律上の用語 (概念) 生物学的要素+心理学的要素=混合的理解

判例「**精神の障害**によって物事の善悪を弁識 (違法性を認識) する能力がなく、または、弁識 (違法性の認識の有無) に従って行動する能力がない状態

「精神の障害」とは・・・精神病、意識障害、知的障害、精神病質 (統合失調症) 等

◆精神病には、たとえば、精神分裂病、躁鬱病、老年痴呆、脳動脈硬化症、頭部外傷による精神障害、被害妄想等のパラノイア等心因性精神病、精神薄弱、多重人格、薬物中毒、情動行動 (カーとなって意識障害) 等多数、

判例：被告が統合失調症にり患していることをもってただちに心神喪失の状態とはしない。

犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様を総合的検討

さらに、犯行当時の病状、厳格妄想の内容、犯行前後の言動や犯行動機、従前の生活状況から推認される人格的傾向、被告人本来の人格傾向と犯行の関連性を総合的に判断

2 項 限定責任能力者として 「心神耗弱者」 刑が減刑される者

精神障害によって、弁識能力や制御能力が著しく減退している状況

③ 「心神喪失」、「心神耗弱」の程度を具体的に定義づけることの困難性

⇒人格無縁の以上な行動に出た場合は前者、正常人の限界を逸脱した行動にでた場合は、後者

**具体的事案に応じて判断された裁判例の集積から基準を検討するほかない**

## 2 裁判官になって事例問題を一緒に考えよう

[事案] 「赤ずきん」裁判（ビデオ視聴）

[考える視点] 刑法上の罪を犯した犯罪者はどのような場合でも責任を負うのか

- 1 赤ずきんは、心神喪失状況にあったといえるか、赤ずきん側の主張を認めることに合理性があるか
- 2 赤ずきんは有罪か無罪か

## 3 総括（浅賀）

.....

[参考条文]

### 刑法

#### （殺人）

第199条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

#### 第七章 犯罪の不成立及び刑の減免

##### （正当行為）

第35条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

##### （正当防衛）

第36条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

##### （緊急避難）

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

##### （故意）

第38条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。

3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

##### （心神喪失及び心神耗弱）

第39条 心神喪失者の行為は、罰しない。

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

(責任年齢)

第41条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

(自首等)

第42条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができる者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。

【資料】

[これまでの裁判事例]

### 心神喪失事例

①大阪高判昭和27年 5月15日

軽度な精神薄弱を伴う性的精神病質人で容易に感情が興奮し往注意識の障碍を続発する者が、性的刺戟を受け、性的衝動が起り、これを抑制することが著しく困難となり、姦淫行為に入り、軽度の意識濁濁の状態に陥った場合、それは、**心神耗弱者**の姦淫行為と認むべきである。

②岡山地判平成7年12月18日

木造モルタル瓦葺2階建のアパートの居室に単身居住していた被告人が、自室に放火して焼身自殺することを企て、同室で、台所等に灯油を撒いた上、ガス着火器で点火した新聞紙を台所に放り投げて放火し、同台所の床板等に燃え移らせ、よって、同室のほか他の居住者が現に住居に使用する居室を焼燬した事案において、被告人の行為が現住建造物等放火罪の構成要件に該当することを認めた上で、被告人は、本件犯行当時、精神分裂病に罹患していて、事物の是非善悪を弁別する能力又はその弁別に従って行動する能力を欠く状態にあったとの疑いを払拭できないから、被告人の本件行為は**心神喪失者の行為として罪にならない**として、無罪を言い渡した事例。

### 心神耗弱事例

③奈良地判所平成6年10月14日

被告人が、自動車を強取しようとして企て、運転席に乗車していたXに自動車から引きずり降ろすなどの暴行を加え、その暴行により傷害を負わせたが、その場で逮捕されたため目的と遂げなかったという強要、窃盗及び強盗致傷の事案で、被告人の本件各行為は、被告人が**アルコール精神病にり患**し、複数のやくざ組織の人間に命を狙われ、追跡されているとの**幻覚**あるいは**妄想状態**の下において、幻覚あるいは妄想上の追手から逃れるためになした心神喪失者の行為であって、いずれも罪とならないとして、被告人に対し**無罪**を言い渡した事例。

④佐賀地判所平成24年7月10日

被告人が、知的障害者で心神喪失の状態にある被害者(当時13歳)を、空き地内の駐車場に駐車中の普通自動車内において姦淫しようとしたが、同女の妹らに発見されその目的を遂げなかった準強姦未遂の事案、及び、わいせつ行為をする目的で被害者(当時4歳)を多目的トイレの中に連れ込んでその支配下に置いたわいせつ略取の事案において、被告人がわいせつ略取未遂罪により有罪判決を受け保護観察期間中であったことや、再犯のおそれが高いことなどから、懲役5年を言い渡した事例。

⑤東京地判所平成9年5月28日

教祖Aら教団幹部において教団の武装化を企図し、その一環として、組織的にロシア製自動小銃AK-74を模倣した自動小銃を大量に製造しようとしたが、警察の強制捜査が開始されるなどしたため未遂に終わったという事案において、被告人は、本件犯行時において、本件行為の違法性を十分認識しつつ、宗教団体Bに対する信仰心等から、自分なりに自己の行為を正当化して、不本意ながらもこれを継続したものであって、判断能力や意思決定能力が阻害されていた様子はいかがわれず、教団に対する疑問を持ちにくい状況下にあったとはいえ、是非を弁識し、それに従って行動する能力を欠き、あるいはその能力が著しく減退した状態にはなかったものと認められるとして、**マインドコントロールによる適法行為の期待可能性がなかったという弁護人の主張を退け**、被告人に懲役2年6月とした事例。

⑥神戸地判所平成14年1月10日

被告人が、被告人の実兄方玄関付近において、同人に対し、所携の文化包丁を手を持って見せつけ、もって、凶器を示して同人を脅迫した等という事案で、被告人は、本件各犯行当時、行為の是非善悪を弁識し、これに従って行動する能力を失い、あるいはこれが著しく減弱する常態になかったものと認めるに十分であり、その身勝手に投げやりな犯行動機に斟酌すべき事情は全く認められず、被告人の刑事責任は重いというべきであるが、被告人が、「眠れない」「憂鬱な気分が続く」等の症状を訴え、**抑うつ神経症、気分障害あるいは強迫性障害等の病名で、医師の投薬治療を受けていた事実**が認められるところ、何らかの意味で、本件犯行にも医師に被告人が訴えた前記症状の影響がなかったとはいえないけれども、被告人も自認するように、本件各犯行自体は、被告人が妄想や幻覚に支配ないしは強く影響されて行ったわけではないことは極めて明らかであり、前掲関係各証拠によれば、**被告人は、本件各犯行当時、行為の是非善悪を弁識しこれに従って行動する能力を失い、あるいはこれが著しく減弱する常態になかったものと認めるに十分であるとして有罪とした事例。**